

平成 27 年度 第 3 回四條畷市環境審議会専門部会 議事摘録

- 日 時 平成 27 年 8 月 25 日（火） 10：00～
- 場 所 四條畷市上下水道局 2 階 大会議室
- 出席委員 = 6 名 : 鈴木会長、松田委員、太田委員、大重委員、西川委員、長谷川委員
- 傍聴者 = 0 名
- 事務局 = 3 名 : 野田都市整備部生活環境課長、山根木都市整備部生活環境課主任、植田都市整備部生活環境課事務職員

担 当	内 容
事務局	<p>定刻になりましたので始めさせていただきます。本日は、委員の皆様には、大変お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>只今から、平成 27 年度第 3 回四條畷市環境審議会専門部会を開催いたします。</p> <p>まず、委員の出欠状況でございますが、審議会専門部会委員総数 6 名全員出席でございます。過半数の出席をいただいておりますので、四條畷市環境審議会規則第 5 条第 4 項の規定に基づき、本日の会議が成立していますことをご報告させていただきます。なお、傍聴希望者は、おられませんでした。</p> <p>それでは議事の進行を鈴木会長よろしく申し上げます。</p>
鈴木会長	<p>第 3 回はこれまでの専門部会のまとめということで案が出ているので、それを見ていきたいと思えます。それでは、本日の議題に入ります。事務局より本日の資料と案件の内容について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、お配りしている資料について確認させていただきます。</p> <p>資料は、事前送付させていただいております次第と「ごみ減量化施策としての有料化の検討に係るまとめ（案）」と、追加資料として自席の前に資料 2 を置かせていただいております。これらの資料を用いまして議事を進めて参りたいと思えます。</p>

本日ご審議いただきます案件についてですが、会議次第にあります、案件（１）の「『ごみ減量化施策としての有料化の検討に係るまとめ』の検討について」のところで、本専門部会として審議会へ出す報告書を作成するためにまずこのまとめをご検討いただき、その後、資料２として、前回の専門部会で意見の出た、雑紙の集団回収等について資料をまとめておりますので、そちらも同様に説明させていただき、その後、ご検討いただけたらと考えております。よろしくお願いいたします。

鈴木会長

それでは、案件（１）「『ごみ減量化施策としての有料化の検討に係るまとめ』の検討について」の資料について議論を進めていきたいと思っております。まず事務局の方から資料の説明をお願いします。

事務局

事前配布しております、「ごみ減量化施策としての有料化の検討に係るまとめ（案）」をご覧ください。こちらは、専門部会の報告書をつくっていく上での叩き台として、事務局のほうでこれまでの専門部会で議論をまとめさせていただいたものになります。こちらは事前配布させていただいた資料で、すでにご覧になられているかと思いますが、要点のみまず一通り説明させていただき、その後、それぞれの項目ごとにご意見をいただきたいと思っております。

まず「１．経緯」については、専門部会で、ごみ減量化施策としての家庭系ごみの有料化について検討するに至るまでの経緯をまとめております。次に、「２．ごみの現状」では、本市の人口やごみの排出量等のごみの現状をまとめております。次に、「３．ごみの排出等に関する市民意識調査結果」では、平成２５年度に実施した「ごみの排出実態及び環境政策に関する市民意識調査」の結果をまとめております。

次に、「４．ごみ減量化施策としての有料化の検討」については、有料化について（１）～（４）と大きく４つに分けて、まとめております。まず「（１）有料化等の状況」では、大阪府下や全国の市町村の有料化状況や手数料の料金体系の状況等をまとめています。なお、４ページの下の方については、第

2回専門部会の資料の11ページに掲載している表をわかりやすくまとめ直したのになります。見方としては、「可燃ごみ」「粗大ごみ・不燃ごみ」「資源ごみ」という3つの区分に分けて、それぞれの区分を有料化している自治体の数をまとめております。一番左が1区分のみ有料化している自治体、真中が2区分を有料化している自治体、一番右が3区分すべてを有料化している自治体となっております。この表からは、「粗大ごみ・不燃ごみ」から有料化を導入している自治体が多いということがわかります。

次に、「(2) 有料化によるメリット」について、要点を説明させていただきます。メリットとしては、「1) 排出抑制や再生利用の推進」として、「一般廃棄物を有料化することにより、費用負担を軽減しようとするインセンティブ（動機付け）が生まれ、一般廃棄物の排出量の抑制が期待でき、排出量を抑制することができれば、整備が必要となる施設の規模は小さく抑えられ、最終処分場の延命化を図ることも可能となる」といったこと。「2) 公平性の確保」として、「税金のみを財源として実施する一般廃棄物処理事業は、排出量の多い住民と少ない住民とでサービスに応じた費用負担に明確に差がつかない。」「排出量に応じて手数料を徴収する有料化を導入することで、より費用負担の公平性が確保できる。」といったこと。「3) 住民や事業者の意識改革」として、「一般廃棄物の排出に手数料を設定していない場合には、廃棄物の排出と費用負担の時期、及び排出量と負担額が一致していないために、排出抑制の経済的インセンティブ（動機付け）が弱い。有料化の導入によって一般廃棄物の排出機会や排出量に応じて費用負担が発生することになり、住民にとっては、簡易包装製品や詰替製品など廃棄物の発生が少ない商品の選択や不用・不急の商品購入の抑制といった発生抑制効果が期待される。」としています。「4) その他の効果」として、「一般廃棄物の排出抑制や再生利用の促進により焼却処理量や最終処分量が減量されることで、環境負荷及び収集運搬費用や処理費用の低減が期待される。」としています。

次に、「(3) 懸念される課題」として、有料化した場合に懸念される課題をまとめております。「1) 不適正排出」として、「有料化の導入に伴い懸念

される課題として、まず、指定袋以外での排出など手数料が払われずに一般廃棄物が排出されることが挙げられる。」ということ。「2) 不法投棄」として、「ごみ袋やシールなどの手数料を支払わずに、ごみが空き地や道端へ不法投棄される」ことも挙げています。

次に、「(4) ごみ減量化施策としての有料化の検討結果」として、「可燃ごみ」と「粗大ごみ・不燃ごみ」に分けて、それぞれの有料化の検討結果をまとめております。「1) 家庭系一般廃棄物(可燃ごみ)」が、可燃ごみについての検討結果になり、まず①として「専門部会における主な意見等」を記載しております。すでにご覧にはなられているかと思いますので、主な意見を抜粋し読み上げさせていただきます。

- ・分別を行うことの意識向上を図ることが大切。
- ・交野市と共同で処理する新ごみ処理施設にあわせた考え方も必要。
- ・紙ごみを資源として意識することは、資源としなければ有料とすることがあって意識が変わるのではないか。
- ・ごみの出し方等について、地道に啓発を行い意識を高めることが必要。
- ・市ではごみの出し方など啓発を行ってきているが、市民にとって、ごみの分別は、生活に余裕がなければ最後に行うこと。有料化の有無は最終処分場がいっぱいになることなどからは、今ここまで来ていることとしてとらまえなければならない。
- ・有料化による不法投棄の増加があるのではないか。
- ・有料化の目的については、ごみの減量とごみの処理費用の削減、ごみを多く出している人と少なく出している人との負担がごみ量に関係なく、公平性を確保することとなること、住民や事業者の意識改革、財政負担の軽減が一般的に言われている。
- ・有料化については、税の二重取りと思う。
- ・まず有料化ではなく、「このままでは有料化することとなる」といった使い方はいいのではないか。
- ・ごみに関する意識改革は大事な事であるが、すぐに変えることは難しく、少しずつ行うことが必要。

といった意見がありました。

次に「②検討結果」をまとめております。「可燃ごみの有料化を実施した市町村は、全国的、大阪府下では増加してきたが、北河内7市では実施しているところはなく、今後の有料化予定については未定となっていることから、他市の状況を見据えながら行う必要がある。

可燃ごみの有料化の実施については、費用の負担を軽減しようとする動機付けが働くことによる排出量の抑制結果としての意識の改革やごみの減量化、ごみ処理費用の削減には効果があり、また、有料化導入後5年目でも減量化効果があり、ごみ量が増加している市がほとんどないことが確認できる。

一方、ごみの不法投棄が増加することやごみの出し方などのルール、意識の向上にはあまりつながらないことなども考えられる。また、有料化による費用負担については、負担の公平化、負担が発生することへの嫌悪といった両側面をもっている。

ごみの減量化については、四條畷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画において減量化目標を定め、広報、ホームページ、市民講座等による啓発、再生資源の集団回収、使用済み蛍光灯・乾電池の拠点回収、プラスチック製容器包装及びペットボトルの分別収集、粗大ごみ・不燃ごみの申し込み制の導入、ごみの出し方パンフレットの配布、家具等のリユース展の実施など取り組みを行ってきたところであるが、最終処分場である大阪湾広域臨海環境整備センターの埋め立て地への受け入れに限界があり、身近に迫っている問題としてとらまえ、ごみの減量化が進まなければ、有料化の実施もやむを得ないとした認識をもつことが重要である。

この認識をもった上で、有料化の実施の前には、新聞紙、段ボール、折り込み広告、雑紙などの紙類が資源となることについて、市民自らの意識の改革、市民への周知・啓発、市民との協働などの取り組みをさらに進めることでごみの減量化への余地は残されており、家庭系可燃ごみの有料化については時期尚早と考えられる。」とまとめております。

次に、「2）家庭系一般廃棄物（粗大ごみ・不燃ごみ）」として、「粗大ごみ・不燃ごみ」についてまとめております。「①専門部会における主な意見

等」としては、

- ・車が通行できないバリカ設置などで山間部の不法投棄は抑制されている。
- ・マンションや店舗への不法投棄があり対策が必要。
- ・粗大ごみをリユースにつなげるためには、粗大ごみ受付センターやごみ収集表などでの案内をすることも方法である。
- ・交野市で粗大ごみが有料化された場合、隣の市が無料であれば問題が出てくる可能性がある。
- ・有料化を検討していく段階で、両市で一緒にやっていく必要がある。
- ・家電リサイクル法の対象品目については高い手数料が必要となっており、リサイクルするためには、それだけお金が掛かることから法律で義務付けられている。一方で、粗大ごみについては、類似物であるにもかかわらず、現状は無料で引き取ってもらえるということで格差が出ている。粗大ごみの有料化については、そういった状況を踏まえ、適正に処理するためにはお金が掛かるということを確認してもらえ点がある。

といったご意見がありました。

次に「②検討結果」をまとめております。「粗大ごみ・不燃ごみについては、平成20年度から適正な排出を目的として申し込み制を実施した。現在、家庭系ごみは、引越しや臨時に出る多量の場合は有料、それ以外は無料となっており、事業系ごみは収集許可業者が各事業所から収集手数料を徴収している。なお、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の対象となる品目についての収集はなく、排出者、小売業者及び製造業者等が役割分担し、収集運搬料金とリサイクル料金を支払う仕組みであり、対象品目以外を粗大ごみ等とした処理手数料と比べて非常に高い額となっており、対象品目を含めて粗大ごみ・不燃ごみを適正に処理するためには相応の費用が発生する。

粗大ごみ・不燃ごみの有料化については、全国的には粗大ごみ・不燃ごみから有料化を実施しているところが多くなっており、大阪府下では、粗大ごみは、一部有料を含めると82%の市町村が実施しており、不燃ごみは、一部有料を含めると28%の市町村が実施している。なお、北河内7市では、4市が実施しており、主な理由として、ごみの減量化、負担の公平性の確保、

処理経費の削減となっている。

粗大ごみ・不燃ごみの有料化の実施については、可燃ごみが日常生活において恒常的に排出されることに対して、粗大ごみ・不燃ごみは、その要素が低く、排出量及び排出頻度は排出者間の差が大きいことから、排出量及び排出頻度が多い・高い排出者と少ない・低い排出者とでのサービスに応じた費用の負担となることの公平化、不急の商品購入の抑制、製品の再使用の促進や物を大切に使用するという意識の向上とそれに伴うごみの減量化及び処理費用の削減、近隣市の状況の実施状況からのごみの流入抑止といった効果がある。

一方懸念される不法投棄の増加に関しては、大阪府の報告では、有料化以前から不法投棄が問題となっていた自治体の5割程度で有料化後に不法投棄の増加が問題となっているが、有料化以前に問題でなかったところでは、有料化後も不法投棄の増加はほとんど問題となっていないとしており、現在、本市では不法投棄については顕著に問題となっていないことから、有料化後の不法投棄の増加については支障ないものと考えられるが、十分に注意しなければならない。

実施にあたっては、リユースに係る周知・啓発や家具等のリユース展の継続と広報、市民自らによる情報誌等を利用した情報の交換や提供、不法投棄については、パトロールの強化、不法投棄されたごみの早期発見と速やかな撤去、車両侵入防止柵や看板などの設置などの継続実施、また、交野市と調整・協議を行うとともに協調を図ることが重要である。」としています。

また、最後に参考として、「家庭系可燃ごみの有料化の前に実施すべき事項」として、ご意見をいただいたものを箇条書きで載せております。以上が、「ごみ減量化施策としての有料化の検討に係るまとめ（案）」についての説明になります。

鈴木会長

長い文章なので、それぞれの項目ごとに議論していきたいと思います。全体の構成ですが、1つ目がなぜ有料化について議論していかないといけないのかという経緯について、2つ目がごみの現状で、ごみの減量は今どうなっ

	<p>ているのかということについて、3つ目が意識調査で、有料化に対するアンケート調査結果などとなっており、それらを踏まえて有料化するにはどうしたらいいか、有料化すべきなのかということになります。有料化については、一般的に議論されている中で可燃ごみと粗大ごみについては状況が違うということでそれぞれ分けて議論してきたため分けてまとめてあります。</p> <p>10ページについては、家庭系可燃ごみの有料化前に実施すべき事項として、資料としてはまだまとめられていませんが、是非報告書の冊子にも、このようなことが考えられるということを入れていきたいと思います。</p> <p>まず1番の「経緯」についてご意見をいただきたいと思います。ごみの有料化については、四條畷市で何度か議論されてきており、平成23年2月17日の答申において「今後更なるごみの削減目標を設定し、それが達成されない場合においては、ごみの有料化についても十分に住民意見を聞いた上で導入を検討すべきである」ということがあり、それを受けてこの専門部会で具体的な案について、また有料化すべきなのかということについて検討していくということになっています。こちらについてはどうですか。</p>
長谷川委員	<p>上から4行目に「ごみ減量講座の実施」とありますが、これは何をしたのですか。</p>
事務局	<p>食育の関係で保健センターで講座を開いたり、学校関係では小学校4年生向けに環境学習ということでイベントを行ったり、小さいお子さんに対しては紙芝居を行うなど色々行っています。</p>
長谷川委員	<p>子ども対象で大人の一般市民向けの講座はないのですか。</p>
事務局	<p>保健センターでやっている講座が大人向けの講座になります。</p>
大重委員	<p>「1. 経緯」については、平成23年2月17日付けの答申等からの引用となっていますが、文章の中でどこが引用部分かがわかりにくいです。</p>

鈴木会長	答申からの引用部分を括弧で括弧のようにしてはどうか。
大重委員	<p>答申を改めて読むと、「可燃ごみについては、紙類が多く含まれていることから集団回収団体と協働し、リサイクルを推進していく」といったことなど、専門部会で議論してきたことと同じ結果が既に答申の中に出ていることがわかります。今言っても仕方ないですが、専門部会で議論を進めていく前に、まずこの答申をよく読んでいれば、最初からより深い議論ができたと思います。こういった答申が既に出ているということを私たちは認識しておかないといけません。</p>
事務局	<p>「1. 経緯」の2行目「四條畷市は」から12行目「検討すべきである」までが平成23年2月17日付け答申なので括弧で括弧します。また、15行目「環境審議会」から16行目「概ね妥当と判断」までが平成26年1月22日付け答申なので括弧で括弧します。</p>
大重委員	<p>「1. 経緯」の1行目「家庭系ごみの減量化施策としての有料化についての効果等については、」の箇所は、「ついて」が続いているので、「家庭系ごみの減量化施策としての有料化についての効果等」を括弧で括弧してはどうか。</p> <p>また、ここではこのように一文一文直していくのですか。</p>
鈴木会長	文章についてはまた事務局で直していただきたいと思います。
事務局	「1. 経緯」についてはご意見いただいたとおり、引用部分を括弧で括弧直させていただきます。
鈴木会長	次に「2. ごみの現状」を見ていきたいと思います。ここでは、ごみの削減目標に向けて色々な施策が進められており、可燃ごみや粗大ごみについて

	<p>はそれぞれ削減が進められているが、埋立処分場の問題等もあり、さらに削減に取り組んでいかなければならないという状況について書かれています。こちらについてはいかがですか。</p>
大重委員	<p>2ページの上から6行目の「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における基準年度（平成18年度）に対する目標年度（平成29年度）の家庭系ごみの削減率は、1人1日平均排出量の15%であり、家庭系ごみの1人1日平均排出量については、平成21年度から平成25年度にかけて増加後、平成26年度で減少しているものの、」とまとめられていますが、排出量については、第1回専門部会で説明があったように事業系ごみの排出量の算出方法が変わっていることや、事業系ごみの収集が委託制から委託制ことなども影響していると思うので、そういったことも記載すべきではないでしょうか。</p>
事務局	<p>排出量の増減の理由についても記載するようにします。</p>
鈴木会長	<p>排出量については目標が達成できているのかという指標等を検討し直すということも考えられるかもしれませんが、厳密に見ると増えたのか減ったのかわからないということはあると思いますが、その中でもやはりごみの減量は進めていかなければならないということでまとめてはどうでしょうか。</p>
大重委員	<p>現段階では確固としたデータが出せないの、今の算出方法で数年見守る必要があり、今ごみが減っていないという理由で有料化が必要ということにはならないと思います。</p>
鈴木会長	<p>前回の諮問でも、ごみの減量の目標を設定しそれが達成できない場合には有料化を検討するという話があったので、一応現状のごみの量がどうなのかということについてはこの専門部会でそうした判断するというを一旦記述しといたほうが適切かと思えます。</p>

長谷川委員	<p>2ページの14行目に「新聞、雑誌等の集団回収の1人1日平均排出量については、減少傾向にあり目標年度数値に向けたさらなる取り組みが求められる。」とあるのですが、さらなる取り組みが求められるのは市民ですか。行政ですか。</p>
事務局	<p>これは市民と行政の双方と考えます。</p>
長谷川委員	<p>私たち市民としてはこんな取り組みができるのではないかということを経済に言わせていただいたと思うのですが、行政としてはどのような取り組みを考えているのですか。</p>
事務局	<p>一番大きい問題として紙の分別があります。集団回収団体の一部や引取り事業者も入っている集団回収促進協議会という協議会があるので、その中で集団回収団体に対し回収品目の増加について協議していくこと、回収品目を引き取れる事業者との調整や、回収団体と引取り事業者とのネットワークをつくっていくといったことから始めていこうと考えています。</p>
長谷川委員	<p>行政が紙ごみを回収するということは考えていないのですか。</p>
事務局	<p>現在、四條畷市において家庭系の一般廃棄物の収集は委託で行っているのですが、紙ごみも収集するとなるとその分の収集車両の増車や収集経路の変更等による委託費用の増加が考えられることから、集団回収での対応と考えております。</p>
鈴木会長	<p>次に「3. ごみの排出等に関する市民意識調査結果」を見ていきたいと思っております。ごみ収集の有料化に対する意見としては「賛成」が3.7%、「条件付き賛成」が25.6%、「反対」が51.2%となっており、また賛成・反対の理由としてそれぞれどういったものがあるかが記載されています。また、可燃ごみの区分で排出されたごみの中に、適切に分別すれば資源化でき</p>

	<p>る物がどの程度の割合で混じっていたかといった調査結果もここでまとめられています。こちらについてはいかがですか。</p>
大重委員	<p>可燃ごみの区分で排出されたごみの内の資源化可能な物の内訳について、3ページの2行目から「その内訳については、紙類が約14%で、その内、新聞紙、段ボール、折り込み広告、雑紙の各割合が約2~4%、プラスチック製容器包装の割合が約10%であり、分別の徹底に努める必要がある。」とありますが、これはどこからの引用ですか。</p>
事務局	<p>平成25年度に実施した「都市部におけるごみ収集ルートの効率化に関する調査研究」の報告書の80ページの下から7行目より引用しています。</p>
大重委員	<p>「分別の徹底に努める必要がある」とありますが、これだけだと単に市民が分別できていないと捉えられます。紙類であれば、現状、分別しようとしてもその地域の集団回収団体が紙ごみを回収しておらず分別できないといった人もいると思うので、回収拠点を増やしたり、回収の機会を増やすといったことも考えられるのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>この部分については、あくまで意識調査の結果として記載しているところになります。</p>
鈴木会長	<p>ここでは「分別の徹底に努める必要がある」といった意見については載せず、あくまでデータだけにして、意見は別のところに書いてはどうですか。</p>
事務局	<p>ここにはデータのみ記載し、意見については別ところに記載するようにします。</p>
鈴木会長	<p>次に「4. ごみ減量化施策としての有料化の検討」を見ていきたいと思えます。構成としては、前半の(1)~(3)がこれまで資料で出てきた有料</p>

	<p>化に関するデータ等がまとめられており、後半の（４）及び（５）のところでこの専門部会で議論されてきたことがまとめられています。なお、（４）（５）では、「①専門部会における主な意見等」として、出された意見を列挙しています。これらの意見については「②検討結果」の文章のほうに入れていきたいと考えています。こちらについてはいかがですか。</p>
長谷川委員	<p>３ページの２１行目に「例えば、手数料を上乗せせずに販売される一定の規格を有するごみ袋（指定袋）の使用を排出者に依頼する場合については、有料化に該当しないと定義し、」とありますが、これはどういう意味ですか。</p>
事務局	<p>この箇所については、ごみ袋の規格を指定するだけなのが指定袋制で、その袋代にごみ処理手数料等を上乗せした額で袋を販売したり、シールを購入して貼って出すといった方法は、手数料の徴収が含まれており有料化と言えるということです。</p>
鈴木会長	<p>指定袋制については、いくつかの自治体で導入されており、〇〇市と書かれた袋で出してくださいといった指定をするだけで、その袋は一般的なごみ袋と同じ値段で販売され、袋代に市の収入が含まれないのが指定袋制です。</p>
大重委員	<p>３ページに資料から引用した調査結果等が載せてありますが、ここに載せるということは、専門部会としてすべて理解したということと取られることもあります。資料としては貰っていますが、難しいところもあります。</p>
太田委員	<p>確かに資料の中には納得できるものもあるのですが、専門部会の意見の前に資料からの引用を載せると、専門部会としてその資料内容を了解したように読めてしまうということはあるかもしれません。ここに資料を載せる意味はあるのですか。</p>
鈴木会長	<p>こうした資料については、なぜそういった検討結果を得るに至ったのかと</p>

太田委員	<p>いうことの元になる部分ですので、記載する必要はあると思います。</p> <p>この専門部会の中では、家庭系可燃ごみの有料化の前にするべきことがあるのではないかという意見が多かったと思うのですが、それを踏まえると資料として最初に出てくるという構成は少し引っ掛かりを感じます。</p>
鈴木会長	<p>諮問されているのが「家庭系ごみ処理手数料のあり方について」なので、そのことについて議論したことをまず出すことは必要かと思います。家庭系可燃ごみの有料化の前に実施すべき事項については、10ページにまとめられているのですが、ここに皆さんに出していただいた資料なども入れて整理していきたいと思います。</p> <p>資料からの引用箇所については参考資料として分けて、意見だけをまとめた形としてはどうですか。</p>
大重委員	<p>引用箇所については参考という形で分けて載せるほうがわかりやすいと思います。</p>
事務局	<p>最初の「1. 経緯」は必要であるため、そのままとし、「2. ごみの現状」から「4. ごみ減量化施策としての有料化の検討」の（3）までは「参考」という形で後ろにまとめるということではよろしいでしょうか。</p>
鈴木会長	<p>そうしましょう。ただ、「1. 経緯」については、もう少し簡素な形とし、平成23年2月17日付け答申については「今後更なるごみの削減目標を設定し、それが達成されない場合においては、ごみの有料化についても十分に住民意見を聞いた上で導入を検討すべきである」という箇所がエッセンスになると思います。</p>
事務局	<p>「1. 経緯」については、そのようにさせていただきます。</p>

鈴木会長	<p>一番大切な部分は、6ページからの「ごみ減量化施策としての有料化の検討結果」の箇所になるので、委員の皆さんの意見が十分反映されているかを見ていきましょう。</p>
大重委員	<p>「ごみ減量化施策としての有料化の検討結果」の中の「①専門部会における主な意見等」で記載されている委員の意見については、「②検討結果」の文章の中に既に入れられているのですか。</p>
事務局	<p>「①専門部会における主な意見等」においてこれまでの専門部会で出た主な意見を箇条書きにしており、そこからエッセンスを抜き出し文章としてまとめたものが「②検討結果」になります。</p>
大重委員	<p>「①専門部会における主な意見等」の意見の中には、意味がわかりにくい箇所もあるのですが、ここでは自分の発言について、誤り等がない程度にとどめ、「②検討結果」を重点的に確認してはどうですか。</p>
鈴木会長	<p>「①専門部会における主な意見等」については、そのまま報告書に載せるわけではありませんが、もし思い違い等があればご指摘ください。</p>
大重委員	<p>7ページの「②検討結果」の下から4行目に「可燃ごみの有料化を実施した市町村は、全国的、大阪府下では増加してきたが、北河内7市では実施しているところはなく、今後の有料化予定については未定となっていることから他市の状況を見据えながら行う必要がある。」とありますが、「他市の状況を見据えながら」ではなく「他市の状況も見据えながら」に変えてはどうですか。他市の状況はあくまで判断材料の一つですが、元の文章では、他市状況だけで有料化を決めてしまうというようにも読めてしまいます。</p>
長谷川委員	<p>私もそう思います。元の文章だと、四條畷市としての状況や意見よりも他</p>

	<p>市の状況のほうが重要というような印象を受けます。</p>
鈴木会長	<p>構成についても、検討結果の理由の中の最初に書かかれているので、理由の後ろの方に移した方がいいと思います。</p>
大重委員	<p>8ページの上から4行目に「一方、ごみの不法投棄が増加することやごみの出し方などのルール、意識の向上にはあまりつながらないことなども考えられる。また、有料化による費用負担については、負担の公平化、負担が発生することへの嫌悪といった両側面をもっている。」とありますが、この文章の意味を説明してください。</p>
事務局	<p>不法投棄の増加については、有料化した際に懸念されるが、実際には有料化が不法投棄にあまりつながらないという意見があったことを踏まえています。「ごみの出し方などのルール、意識の向上にはあまりつながらない」については、有料化によって必ずしもごみの出し方などのルールや意識の向上にはつながらないという意見を踏まえています。</p> <p>「負担の公平化」については、市民意識調査結果から「有料化に賛成の理由」として、負担の公平化につながるという意見があったことを踏まえています。「負担が発生することへの嫌悪」については、市民意識調査結果から「有料化に反対の理由」として、費用負担が発生すること自体が嫌なので反対という意見があったことを踏まえています。</p> <p>さらに、有料化が実施された近隣市の方から、ごみの有料化については負担しなければならないという認識であり、特に困っているといった感じはしないと聞いているという意見も踏まえ、賛成と反対の両方の意見があるということで、「両側面をもっている」としてしています。</p>
鈴木会長	<p>その箇所については、出された意見を文章としてまとめる過程で、まとめ過ぎてしまい、意味がわかりにくくなっているのかもしれませんが。専門部会での議論をベースに、それぞれの内容で分けて記載し、読んでわかる文章に</p>

	<p>する必要があると思います。</p> <p>また、8ページの11行目の「最終処分場である大阪湾広域臨海環境整備センターの埋め立て地への受け入れに限界があり、身近に迫っている問題としてとらまえ、ごみの減量化が進まなければ、有料化の実施もやむを得ないとした認識をもつことが重要である。」についてですが、専門部会の議論の中で、過度な減量化目標設定をして、その目標の未達成を理由とした有料化については注意をしなければならないという意見があったので、その意見もここに入れた方がいいと思います。</p>
大重委員	<p>「ごみの減量化が進まなければ、有料化の実施もやむを得ないとした認識」とありますが、この専門部会においてはおそらくそこまでの認識はされていないと思います。</p>
事務局	<p>この箇所については、専門部会の議論の中で出た「まず有料化ではなく、『このままでは有料化することになる』といった使い方はいいのではないか」という意見を踏まえておりますが、一つの文章にまとめる際に表現に苦慮したもので、このような形となっています。</p>
大重委員	<p>私は、ごみの減量化が進まなければ有料化の実施もあり得るということを市民に周知することが、ごみの減量化につながるということを言いたかったのですが、今の表現ではわかりにくいと思います。</p> <p>また、その後続く「この認識をもった上で、有料化の実施の前には」という記載についても、有料化を実施することが前提というように読めてしまうので、「有料化の実施を決める前に」というニュアンスの表現に変えた方がいいと思います。</p>
西川委員	<p>どうやってごみを減らしたらいいかを知らない人も多いと思うので、ごみを減らす方法を周知することが必要だと思います。</p>

長谷川委員	ごみの減量化が進まないから有料化になるのではなく、ごみの量を減らす一つの手段としての有料化だと私は考えています。
鈴木会長	有料化によってごみが減るということだけでなく、有料化もあり得るということと呼び掛けることもごみ減量化の手段だということですか。
長谷川委員	有料化と聞いた時にお金が足りないのかなってという発想もあると思うのですが、有料化して得られるお金でごみの処理費用が潤うわけではないと思います。費用を何とかしたいという有料化ではなく、ごみの減量化を進めていくための手段としての有料化だと思っています。
鈴木会長	有料化を推進する多くの自治体においても、基本的な目的はごみの減量であり、確かにその成果が上がっているということがあるので、ごみの減量を目指してやっていくということはそのとおりだと思います。
太田委員	<p>有料化による不適正排出の増加の懸念もあります。知り合いにごみの有料化に強く抵抗を持っている人がおり、可燃ごみが有料化されてから、本来可燃ごみの収集区分に出すべき汚れたプラごみを、プラの収集区分に混ぜれば無料だということで混ぜてしまったり、生ごみを乾かし剪定ごみに混ぜたりといった不適正排出をすることで、有料の可燃ごみの量を3分の1に減らしたと聞いています。そのように、有料化された収集区分のごみを減らすために、分別等のルールを守らずに排出されてしまえば、搬入された施設でその分別に更なる経費が掛ってくるということも考えられます。</p> <p>したがって、ただごみの減量化だけを声高に言うのではなく、どうごみを減らしていくのかといった意識の向上も図っていく必要があると思います。</p>
鈴木会長	生ごみを乾燥させること自体は問題なのですか。
太田委員	その人のからは、コバエが増えたことなどと聞いており、また剪定ごみに

<p>長谷川委員</p>	<p>混ぜてしまっているとのことです。</p> <p>西川委員の意見とも共通しているのですが、ごみの減量方法についていくつか提案があり、そこから受け入れられそうな方法を選び、自分なりに減らしていくということになるのだと思います。</p> <p>方法がわからないと間違ったことになってしまう恐れもあります。また、一人暮らしのお年寄り世帯や子育て世帯など、それぞれの家によって、よく出るごみの種類や量も異なり、ごみを減らすための有効な手段も違ってくると思います。</p> <p>そういったことから、ごみの減量方法の提案は大事になってくると思います。</p>
<p>大重委員</p>	<p>8ページの15行目に「有料化の実施の前には、新聞紙、段ボール、折り込み広告、雑紙などの紙類が資源となることについて、市民自らの意識の改革、市民への周知・啓発、市民との協働などの取り組みをさらに進めることでごみの減量化への余地は残されており、」とありますが、「市民自らの意識の改革」を一番に入れるのではなく、どちらかという、市民へごみ減量方法を知らせるといったことの方が重要であると思います。</p>
<p>西川委員</p>	<p>もし有料化となった場合、子育て世帯や高齢者の介護をしている世帯から出るオムツなど、なかなか減らそうとしても減らせないごみについては配慮する必要があると思います。</p> <p>可燃ごみが有料化されている生駒市では、9月からオムツについては無料となりました。小さいお子さんの子育てとお婆さんの介護もしている人からとても助かったと聞いています。オムツが無料になる前は、可燃ごみの袋が10枚で450円で、一週間にだいたい50円ずつ掛っていたそうで、負担になっていたと思います。</p>
<p>大重委員</p>	<p>8ページの5行目に「有料化による費用負担については、負担の公平化、</p>

	<p>負担が発生することへの嫌悪といった両側面をもっている。」とありますが、そういった状況も踏まえると、ここに単純に「負担の公平化」と書いてしまうことは、有料化とはそういうメリットがあると単純に読めてしまうのではありませんか。</p>
鈴木会長	<p>子育て世帯や介護をしている世帯などへの配慮は必要になってくると思います。</p>
太田委員	<p>どのように公平化を図るかということもありますし、先ほどの不適正排出の問題など、色々な場合を想定しながら、有料化を検討していく必要があります。確かに有料化でごみは減量化できると思うのですが、その中身をきちんと見ていく必要があると思います。</p>
鈴木会長	<p>不法投棄については8ページでは1行だけの記載となりますが、不法投棄対策など色々意見が出たのでそういった意見を書いてもいいと思います。</p>
太田委員	<p>不法投棄については、四條畷市では現状あまり目立っていないということでしたよね。</p>
事務局	<p>現状としては、全く不法投棄がないわけではありませんが、一度に大量に不法投棄されるということはあまりありません。小さなごみについても捨てられていることはありますが、生活環境課職員がほぼ毎日パトロールし、発見すれば回収し、道路管理者である建設課職員も発見すれば回収するようにしています。</p>
松田委員	<p>空き家に小さいごみが捨てられていることも見かけますが、すぐに回収されていることが多いようです。</p>
鈴木会長	<p>先ほど太田委員から不適正排出の問題も色々考えられるとのことですが、</p>

	<p>具体的にはこういったケースが考えられますか。</p>
太田委員	<p>リサイクルできないような汚れたプラごみを、可燃ごみが有料だからといって、無料のプラごみに混ぜて排出されるといったケースが考えられます。</p>
事務局	<p>不適正排出については、収集の際に収集区分と異なるごみと明らかにわかる場合は、出した人に不適正排出であり収集できない旨のシールを貼り、収集しないようにしています。ステーション収集の場合は2、3日後でも出した人が引き取らない場合もあり、そのような時は最終的には回収することとなります。</p>
大重委員	<p>8ページの4行目の「ごみの不法投棄が増加」のところに、有料化すれば不適正排出の増加も考えられるということを記載してはどうですか。</p>
太田委員	<p>集団回収の数値が目標を達成できていない現状や、この専門部会において紙類の資源化について議論されてきたことを踏まえると、なんとか集団回収を促進する方法はないかと思います。自治会があり自治会が集団回収を行っているところについては、自治会に回収品目を増やしてもらうよう働きかけてみるなどが考えられます。</p>
鈴木会長	<p>雑紙の話が出たので、事務局のほうから資料2の雑紙に関する箇所について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料2の2ページをご覧ください。ここでは各集団回収団体の回収している地区や品目についてまとめています。また3ページ、4ページでは、参考事例として、京都市の雑紙回収への呼びかけのパンフレットを載せております。</p>
鈴木会長	<p>資料2の2ページを見ると、雑紙を回収している団体自体は多いというこ</p>

	とがわかるのですが、実情としては雑紙を回収している団体がない地区が多いということですか。
大重委員	市内全域を対象にしている団体がありますが、これはどういうことですか。
事務局	団体によって回収方法が異なっており、各家を回って直接回収する団体もあれば、拠点を置いてそこから回収したり、連絡があれば回収に行くという団体もあります。市内全域を対象にしている団体については、連絡があれば回収に行くという方法で、その点では、市内全域において雑紙を集団回収に出すこと自体は可能であるということになります。市へ雑紙をどうやって処分したらいいか問い合わせがあった場合、その人の住んでいる地区をメインに回収している団体がない場合にも、市内全域を対象とした団体を案内しています。
大重委員	こういった表は広報やホームページ等では周知しているのですか。
西川委員	そもそもこういった表は公表していいのですか。
事務局	集団回収団体は、回収した実績にもとづき、市へ報奨金の申請をされるのですが、その団体として登録する際に、あわせて、問い合わせ時などでの団体案内についての了承は得ています。
松田委員	周知という点では、四條畷市環境フォーラムにおいて、各集団回収団体を載せたポスターを集団回収促進協議会として掲示しています。また過去に広報にも載せたこともあります。
大重委員	集団回収促進協議会の協議会としての連絡先はあるのですか。

松田委員	<p>協議会としての連絡先はなく、市の生活環境課に問い合わせさせていただく形になります。</p>
大重委員	<p>資料2の2ページの表のように、各団体の対象地区を明記した表を問合せ先も含め広報等に掲載すれば、自分の住んでいる地区はここに出したらいいのかということがわかり有効だと思います。</p>
太田委員	<p>集団回収の実績に合わせ市から報奨金が出る制度があることもそういった形で周知すれば、今は集団回収を行っていない自治会などが集団回収を始めきっかけになると思います。</p> <p>また、ホームページより広報のほうがまだ見る人が多いと思うので、広報でごみ問題等をシリーズで取り上げたり、表紙に写真を大々的に載せインパクトのある形にしたり、個人のごみ減量化の体験談を載せたりと色々な手を使って周知してはどうでしょうか。</p> <p>ごみの減量目標や減量が進んでいない現状についても、市民に情報が行き渡るよう方法を考え意識向上を図っていく必要があると思います。</p>
長谷川委員	<p>ホームページについては、自分に必要な情報だけを調べる際に見るくらいで、それ以外のページまであまり見ないと思います。広報についても、項目を見て興味のあるところだけを読むという人がほとんどではないでしょうか。市民に知らせていくということの難しさはあると思います。</p> <p>資料2の3ページの京都市の雑紙回収への協力を呼び掛けるパンフレットについては、まず最初に「京都市では、家庭ごみの減量・リサイクルの向上に向けて、雑紙の資源回収を推奨しております。」とあり、主語が「京都市では」ということで市としても推奨していることが伝わり大変インパクトがあると思います。</p> <p>また、京都テレビでは番組の合間のCMで、ごみのことやペットのフンのことなどが流れるのですが、広報やホームページを見ない人でもテレビのCMなら見るという人もいると思うので、そういった方法もいいかもしれませ</p>

	<p>ん。</p>
<p>大重委員</p>	<p>確かに資料2の3ページの京都市のパンフレットは一目見て内容がわかり、見やすいと思います。</p>
<p>長谷川委員</p>	<p>四條畷市でも色々な団体がそれぞれ努力してやっていますが、集めている内容がばらばらです。資料2の2ページの表で、回収品目として雑紙を挙げている団体についても、引取り業者によって雑紙の中でもこの雑紙は取らないというように異なっていたりする場合があります。その点で、京都市の場合はこのパンフレットの中で、雑紙がどういうものになるのかを明記しており、また紙袋の持ち手の部分が紙製であれば持ち手の部分についても雑紙として出せるといったことまで書いてあり、素晴らしいと思います。</p>
<p>鈴木会長</p>	<p>品目の統一については、協議会の中などで行政と集団回収団体、引取り事業者とで話し合い、決めていくことになると思います。これは施策的に進めていってもいいかもしれません。</p> <p>次に、「(4) ごみ減量化施策としての有料化の検討結果」の「2) 家庭系一般廃棄物(粗大ごみ・不燃ごみ)」について見ていきたいと思います。事務局のほうから資料の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>資料2の12ページから15ページにかけては、北河内7市の粗大ごみ・不燃ごみ等の定義及び手数料をまとめていります。こちらは第2回専門部会の資料2の4ページ、5ページに載せた「北河内7市のごみ手数料の状況の詳細」の補足としての資料になります。</p> <p>第2回専門部会の資料では、各市の可燃ごみ、粗大ごみ、不燃ごみがそれぞれ有料か無料かに分けて記載しました。詳細につきましては、今回の資料のとおり、市によって「大型ごみ」や「粗ごみ」、「小型ごみ」といったように呼び方や定義が異なっております。</p> <p>また、第2回専門部会の資料では、枚方市及び寝屋川市の不燃ごみが「無</p>

料」としておりましたが、詳細は、今回の資料のとおりで、まず枚方市では、「粗ごみ」についても一定量以上になると、「臨時ごみ」という扱いになり、一定量を超えた分については有料となります。また、寝屋川市でも、「不燃ごみ」については、一定の大きさを超えると「臨時ごみ」という扱いになり、その分は有料となります。

最後に、前回の専門部会でご質問いただいた、交野市の粗大ごみ・不燃ごみの有料化の検討状況について、交野市に確認した最新の状況を報告します。

交野市においては、8月17日に第1回目の専門部会が行われ、粗大ごみの有料化について市より提案した結果、出し方が変わるという点について分かりにくいという意見があったものの、大きな問題点等は出ず、現在は粗大ごみを有料化した際の収集体制や収集回数、収集方法等について議論を進めている状況とのことでした。

なお、粗大ごみの有料化について議論された内容としては、有料化の理由として、ごみの減量化の為の有料化であれば賛成だが、受益者負担のためなら反対という意見が出されました。また、事務局より、地方自治法第227条第1項の「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。」とあり、この「特定の者のためにするもの」については、家庭ごみを出した者のために行うという解釈で問題ない旨を説明し、そのような法的根拠であれば、有料化も考えられるということや、個人的に色々なごみ減量対策を実施しており、他の市民の方にももっと意識を持ってもらえるように、粗大ごみだけでなく、すべてのごみに対して有料化を実施すべきといった意見も出たと聞いております。

鈴木会長

交野市の議論については、あくまで可燃ごみについてではなく、粗大ごみの有料化についてということですか。

事務局

そうです。

鈴木会長	<p>交野市では粗大ごみについては有料化を進める方向で検討が進んでいるということです。</p>
大重委員	<p>有料化をするかどうかを検討する会議ではなく、有料化を進める会議なのですか。</p>
事務局	<p>交野市からは、あくまで有料化について検討する会議であり、その中で事務局より粗大ごみの有料化について提案があり、専門部会委員からも特に大きな問題点は出ず、粗大ごみの有料化を進めていこうという方向で議論が進んでいると聞いております。</p>
西川委員	<p>交野市では、可燃ごみと粗大ごみ両方について有料化を進めていこうとなっているのですか。</p>
事務局	<p>あくまで可燃ごみの有料化については、そういった意見も出たということで、有料化として検討を進めているのは粗大ごみについてと聞いています。</p>
鈴木会長	<p>そういった交野市の状況がある中で四條畷市はどうするかということで検討することになるのですが、今までの議論では、不法投棄の懸念やリユースを進めるべきといった意見が出ていました。また、両市で同じ施設で処理していくことから、一定足並みは揃えていかないといけないという事情はあります。また、恒常的に出る可燃ごみに比べると、粗大ごみについては捨てる際に長く使うかすぐ買い替えて捨ててしまうかを選ぶことができ、すぐに捨ててしまっている人の分も含めて大切に使っている人が税金として負担しなければならないという公平性の問題は明確にあり、その点で有料化は公平性の推進になると思います。</p> <p>次回には、これらの意見を取りまとめた報告書の案を出して検討する際の意見があれば言っていただき、反映していくという形でよろしいですか。</p>

太田委員	<p>このまとめ案を読んでいると、可燃ごみについては時期尚早と結論付けているが、粗大ごみ・不燃ごみについては結論がなく、どちらかという有料化が前提に書かれているように読めます。粗大ごみ・不燃ごみについてはもっと議論をする必要があると思います。</p>
鈴木会長	<p>可燃ごみに比べ、粗大ごみ・不燃ごみの議論があまりできていなかったのはあるかもしれません。</p> <p>太田委員は、粗大ごみ・不燃ごみの有料化についても、可燃ごみと同じような懸念があるという意見ですか。</p>
太田委員	<p>資料の9ページの上から3行目に「現在、家庭系ごみは、引越しや臨時に出る多量の場合は有料、それ以外は無料となっており、事業系ごみは収集許可業者が各事業所から収集手数料を徴収している。なお、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の対象となる品目についての収集はなく、排出者、小売業者及び製造業者等が役割分担し、収集運搬料金とリサイクル料金を支払う仕組みであり、対象品目以外を粗大ごみ等とした処理手数料と比べて非常に高い額となっており、対象品目を含めて粗大ごみ・不燃ごみを適正に処理するためには相応の費用が発生する。」とあるのですが、私の自治会を出している案内では、廃家電を無料で回収する業者も載っています。</p>
大重委員	<p>太田委員が言われたように、粗大ごみ・不燃ごみの検討結果全体が、市の考えを書いているだけのように感じます。これだけで終わると、この専門部会では、粗大ごみ・不燃ごみは有料にしても仕方ないという結論になったように読めてしまいます。</p>
鈴木会長	<p>具体的には、粗大ごみ・不燃ごみの有料化についてはどうお考えですか。</p>
大重委員	<p>前回までの専門部会の議論としては、リユースへの呼びかけなどによりリ</p>

ユースを増やしていくという意見があり、有料化をしていこうという意見にはまだ至っていなかったと思います。これまで可燃ごみの有料化についてを中心に検討してきたので、粗大ごみ・不燃ごみについては、また別の機会でも検討してはどうかと思います。

今のままの書き方だと「交野市と調整・協議を行うとともに協調を図ることが重要である」とあるので、交野市に流されて四條畷市もということになってしまいます。交野市が粗大ごみの有料化の方向で検討しているという話は今初めて聞いたので、四條畷市として、交野市の方向性を踏まえた上での検討をする時間が必要だと思います。そういう意味では、粗大ごみ・不燃ごみの有料化についての結論は、時期尚早ということになると思います。

鈴木会長

現時点での結論としては、今は有料化は避けて、しばらく時間があるのではないかということですか。

大重委員

そうです。現段階の議論では有料化することにはなっていないと思います。

鈴木会長

事務局としてはいかがですか。

事務局

まず可燃ごみについては、子育て世帯や高齢者に配慮することは必要ですが、一般的には誰もが広く一般的に出すごみなので、税金の基本的なサービスでまかなうものかと考えます。一方、粗大ごみ・不燃ごみについては、排出量や頻度に差があり、その点で可燃ごみとは状況が異なり、基本的なサービスを超える部分があるという認識になると思います。それに見合った負担を求めていくということについては、当然公平性につながるのだと思っています。

それと合わせ、リユースの促進や不法投棄対策は今以上にやっていくのですが、公平性の確保については、今現在やっていかなければならないことだということは提言したいと思います。

	<p>また、粗大ごみについては、破碎する費用等が掛ってきますので、そういった費用が掛かるという意識を持っていただき、また物を大切に使うことで、排出量の削減につながると思います。</p> <p>他市の状況については、もちろん他市が有料化するからやるということではなく、他市が有料化すればその市よりごみが流入するといった恐れもあります。</p> <p>これらのことから、事務局としては、粗大ごみ・不燃ごみについて、有料化の方向で検討いただきたいと改めて提案したいと思います。</p>
大重委員	<p>そういった提案があるのであれば、それを最初に言ってもらえば、粗大ごみ・不燃ごみの有料化についての議論を優先してできたと思います。今まで紙ごみをどう減らすかなどの可燃ごみの有料化に関する議論に時間を掛けてきており、現段階では粗大ごみ・不燃ごみの有料化については考えがまとまりません。</p>
事務局	<p>まず可燃ごみについて、事務局よりメリット・デメリットといった話はさせていただき、検討していただいた結果、紙ごみの分別などによりまだまだ減量化できるといったことで、時期尚早ということになりました。粗大ごみ・不燃ごみについても、同様に事務局よりメリット・デメリットといった説明をし、検討をお願いしますと提案させていただいたという認識でおりました。</p>
大重委員	<p>市側からのはっきりした方向性の提案は今初めて受け取ったと認識するのですが、皆さんはどうですか。</p>
長谷川委員	<p>話し合いの中で、今やっところに辿り着いたという認識です。</p>
太田委員	<p>粗大ごみ・不燃ごみについては、平成20年に申込制を導入してから量がかなり減りました。1人1日当たりの排出量で見ると、平成19年度が87.</p>

事務局	<p>5 gであるのに対し、平成26年度が46.0 gということで、ほぼ半減しています。目標についても平成29年度に47.8 gということなので、平成26年度の時点で既に達成しています。</p> <p>前回の専門部会において、事務局より「可燃ごみの有料化については、まず紙ごみの分別を進めるべきとったご意見を伺っており、また、すぐ有料化ということではなく、有料化の前にやることがあるのではないかというという意見もいただきました。次に、粗大ごみ・不燃ごみの有料化については、リユースしていただけるきっかけづくりという点があります。また、不法投棄については、現状では顕著に問題にはなっていませんが、近隣市において有料化が実施されている状況を踏まえると、それに伴う本市への流入の防止になることも考えられます。また、排出量や頻度に差があることや処理に一番大きな労力が必要となる粗大ごみ系の処理費を抑える効果もあります。そういった理由から、市としては粗大ごみ・不燃ごみの有料化について検討していただきたいと考えております。」という提案をさせていただいたと思っています。その時に出た主な意見を元に今回のまとめ（案）をつくりました。</p>
長谷川委員	<p>その提案に対し、私たちが意見を述べるのは、今からだという感じがします。</p>
鈴木会長	<p>進行において、粗大ごみ・不燃ごみの有料化の検討に時間が取れなかったということは確かにありました。また、有料化というと可燃ごみの有料化が一般にイメージされるので、粗大ごみ・不燃ごみの有料化について資料等で説明はしましたがきちんと切り分けできていなかったことはあるかもしれません。</p> <p>粗大ごみ・不燃ごみの有料化については、次回、議論の中心にしていきたいと思います。</p>
長谷川委員	<p>資料9ページの下から5行目に「リユースに係る周知・啓発や家具等のリ</p>

	<p>ユース展の継続と広報」とありますが、家具等のリユースについて、どこに電話してどういう手順で回収してもらえるのかなどについて書いている紙はあるのですか。</p>
事務局	<p>家具等のリユース展の前に広報に出しています。</p>
長谷川委員	<p>周知や啓発に力を入れるということなので、日常的にそれをやることになるのですか。</p>
事務局	<p>ご意見をいただいたとおり、ごみ収集表やごみの出し方を書いた冊子などに、リユースの案内を載せるといったような形で検討していくということで、まとめ（案）にそう書かせていただきました。</p>
大重委員	<p>いくらここで意見を言ったところで、最終的に交野市が有料化するので、四條畷市もやらざるを得ないということなら、もう検討の余地がないと思うのですが。</p>
事務局	<p>資料9ページの下から2行目の「交野市と調整・協議を行うとともに協調を図ることが重要である。」という箇所については、交野市が有料化すれば四條畷市も絶対一緒に有料化しなければならないという意味ではなく、これは交野市とごみを共同処理している現状があり、交野市の状況も踏まえることも必要であるという意味の文章となります。</p>
大重委員	<p>交野市が有料化したから四條畷市も有料化するということはないということですね。</p>
鈴木会長	<p>粗大ごみ・不燃ごみの有料化については、交野市の状況を踏まえ、まだ議論不足があるということなので、次回その議論をきちんとした上で、最終的な報告書に向けてまとめを見ていきたいと思いますが、よろしいですか。</p>

	<p><発言なし></p>
鈴木会長	<p>その他については、まず市のほうからありますか。</p>
事務局	<p><次回の日程確認></p>
鈴木会長	<p>委員の皆さんからは何かありますか。</p>
大重委員	<p>議論する時間が足りないように思います。</p>
長谷川委員	<p>事前に送付いただいた資料については、委員の方で責任を持って事前に読めますので、専門部会における事務局からの説明は極力省き、委員が読んでわからなかったところを聞くような形にしてはどうですか。</p>
事務局	<p>当日配布する資料についてはある程度説明する形になりますが、事前配布資料については説明は極力省くようにします。</p>
鈴木会長	<p>他にご質問・ご意見はございませんか。</p>
	<p><発言無し></p>
鈴木会長	<p>それでは、他にご意見等ないようですので、これで終わりたいと思います。本日はご協力ありがとうございました。事務局の方に返したいと思います。</p>
事務局	<p>本日は、とても貴重なご意見をいただき、本当にありがとうございました。本日の会議はこれで終了とさせていただきます。</p> <p>以上</p>